

## 第1号の1様式

## 蜜蜂飼育届

年 月 日

千葉県知事様

現 住 所	〒	—	}
電 話 番 号			
氏 名			
又 は 名称及び代表者氏名 メールアドレス			

養蜂振興法第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

## 記

## 年1月1日現在蜜蜂飼育状況及び蜜蜂飼育計画

飼育場所（住所）	飼育期間		1月1日現在 飼育蜂群数		飼育予定 最大蜂群数	
	自	至	セイヨウ ミツバチ	ニホン ミツバチ	セイヨウ ミツバチ	ニホン ミツバチ
(緯度： 経度： )						
(緯度： 経度： )						
(緯度： 経度： )						
(緯度： 経度： )						
(緯度： 経度： )						

## 備考

- (1) 電話番号は、連絡が取りやすい番号（携帯電話等）を記入する。
- (2) 飼育計画は、届出年（1/1から12/31まで）の飼育予定について記入する。
- (3) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報を記載する（緯度・経度の情報又は地図添付）。
- (4) 飼育場所が5か所以上の場合は、別の用紙に記入して添付する。

## 留意事項

(1) 個人情報の取扱いに当たっては、以下の内容について同意をいただきます。

### ① 個人情報の利用目的

千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

### ② 個人情報の安全管理措置

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に準じる。

### ③ 個人情報の第三者への提供

千葉県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

・法令に基づく場合

・養蜂の振興に必要な範囲内で関係者の協力が必要な場合

(2) 千葉県は、養蜂振興法第8条第1項の規定により蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、協力を求めることができます。

(3) 千葉県は、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蝕（ふそ）病に係る必要な措置を講じることができます。